

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月12日 11時05分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市長者原 ^{ちようじゃばる} 南東方沖 金城岩 ^{かなしる} 灯台から真方位310° 1,760m付近 (概位 北緯33°46.6′ 東経129°48.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エスコ} ESC0Ⅲは、北北東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ESC0Ⅲ、18トン
船舶番号、船舶所有者等	235-32561福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 1.0～1.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約86cm
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.5m、船尾約1.5mの 喫水により、杵岐市八幡浦 ^{やわた} の湾口付近を北北東進中、船尾に衝撃を受けた。 船長は、長者原崎沖に右舷標識が存在することを失念していた。
分析	本船は、八幡浦の湾口付近を北北東進中、船長が、長者原崎沖の右舷 標識の存在を失念し、長者原崎に接近して航行したことから、浅瀬に乘 り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、八幡浦の湾口付近を北北東進中、船長が、長者原崎沖の右 舷標識の存在を失念し、長者原崎に接近して航行したため、浅瀬に乘 り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・ 側面標識や方位標識が設置された海域においては、同標識に注意 を向けて可航域とされる水域を航行すること。